

平成 30 年度小野町社会福祉協議会事業計画

基本方針

地域社会は人々が暮らす場であり、子育てをはじめ様々な活動の基本となる場でありま
す。しかしながら急速な少子高齢化や人口の減少により、家庭や地域が果たしてきた支え
合いの役割は弱まり、様々な地域課題が生じています。更に、介護や育児等の複数課題を
抱える個人や世帯の増加、生活困窮者の地域からの孤立化など課題は多様化・複雑化の傾
向を示しております。

当町におきましても、地域社会における支え合いの機能は低下傾向にあり、暮らしにお
ける人と人との繋がりや支え合いの力を再構築し、地域で課題を解決する仕組みづくりは
重要な取り組みであります。また、生活基盤としての地域社会が元気になることは、地域
生活の向上と活性化につながるものであり、地域福祉の推進はまちづくりにおいても欠か
せない施策であります。

このような中、社会構造や人びとの暮らしの変化を踏まえ、地域住民の交流促進と地域
課題の解決の基盤となる住民相互の支え合い機能の仕組みづくりに努めておりますが、こ
れまでの取り組みに加え、地域住民及び公的支援と協働し、一人ひとり誰もが住み慣れた
地域で安心して生活できる暮らしを地域とともに創っていく地域共生社会の実現を目指し
てまいります。

また、新たな課題への対応には、高齢者のみに限らず、貧困や障がい者などの生活上の
困難を抱える方々への支援体制も視野に入れた対応も必要となりますので、包括的支援体
制機能の整備につきましても力を注いでまいります。

重点目標

- 1 組織経営基盤の強化
- 2 地域福祉事業の推進
 - (1) 地域支え合いの推進
 - (2) 地域福祉推進力の強化
 - (3) 福祉サービスの充実強化
 - (4) 小地域福祉活動の推進
- 3 福祉関係機関との連携強化
- 4 介護保険事業の経営安定とサービスの質の向上
- 5 地域包括ケアシステム構築の推進

事業区分別計画

1 法人運営事業

(1) 地域福祉活動推進事業

① 地域福祉の推進

身近な地域の特性やつながりを大切にしたいうえで、地域力を活かした福祉のまちづくりの実現のため、高齢者が気軽に集まり、生きがいと地域の支え合いの力を高めることを目的に、小地域でのサロン事業の推進及び体制整備に努めます。また、一人ひとりが地域の中で暮らし続けられるよう、住民同士の顔が見られる関係づくりに努め社会的孤立をふせぎ、生活状況の問題を早期に把握する見守りや、支援体制づくりを進めて参ります。

② 在宅福祉サービス事業

在宅において、寝たきり等の状態にある高齢者に対し、衛生的で快適な日常生活が出来るよう寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業、出張理髪サービス事業の充実を図ります。

③ 福祉車両・備品貸出事業

身体機能の低下や障がい等で歩行困難な状況にある方に、日常生活での外出支援や社会参加の促進を図ることを目的に、車いすのまま乗降が可能な福祉車両を貸出します。また、歩行困難な高齢者や障がい者の方で車いすが一時的に必要となった方に、社会参加の促進を図ることを目的として、車いすを無料で貸出します。

④ 心配ごと相談事業

日常生活で抱えている悩み事や心配ごとの解決に向けて相談に応じ、適切な助言、社会資源の紹介、援助を行います。

⑤ 生活困窮者自立支援事業

自立が見込まれる人を対象に、相談支援を実施するほか、就労支援（就労に向けた準備支援を含む）、安定した生活に向けての貸付など、関係機関と連携を図り支援を行います。

⑥ 日常生活自立支援事業(あんしんサポート事業)

認知症高齢者や障がい者の方々が、地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きのお手伝いや日常生活に必要な金銭管理のお手伝いなどを行います。

⑦ 火災等による罹災者への支援

火災及び風水害により罹災した町民に、自立した生活の開始を支援するため、物資等の支援を迅速に行います。

⑧ 広報活動事業

当協議会が取り組んでいる事業活動の紹介・報告、案内をすると共に、地区サロンやボランティア団体など多くの関係者の活動の紹介など、幅広い福祉関係情報の提供を通して、住民の福祉への関心・理解の促進、参加を高める意識づくりを目的に広報紙やホームページでの広報をはじめ、さまざまな形態でより多くの人に向けて情報の提供を行います。

⑨ 各種団体等への支援

住民が主体となって取り組む地域の福祉活動を応援するため、福祉団体、三世代交流事業、青少年活動事業の助成及び援助を行います。

(2) ボランティア推進事業

① ボランティアセンター事業

住民の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、支え合い活動をベースにしたボランティア活動を推進しています。

② 災害・復興ボランティアセンター事業

災害発生に備え、地域住民とともに地域を守るための組織づくりに取り組みます。災害ボランティアセンター終了後、復興に向け復興ボランティアセンターを立ち上げ、地域住民とともに、復興へのコーディネートに取り組みます。

③ ボランティア団体育成事業

町内ボランティア活動の推進を目的に、人材育成の強化や資質向上、連携強化を図り、拠点であるボランティアセンター機能の充実とボランティア団体及び小中学校への活動等の支援を強化します。

2 共同募金事業

共同募金は「自分の町を良くするしくみ。」として行われています。当協議会では、社会福祉事業推進のため、町民のやさしさや思いやりを届ける運動として、募金活動の呼びかけを行います。

3 日本赤十字社事業

日本赤十字社は、人道の理念に基づき幅広い活動を行っています。その中で、当協議会は、日本赤十字社の小野町分区として、社員募集のお願いと、非常災害発生時の救護活動を敏速かつ円滑に実施できるよう、救護装備の充実、整備を行います。

4 小野町地域包括支援センター事業（町受託事業）

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支え、地域の窓口となり、高齢者本人の方はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや相談を、適切な機関と連携して解決して行きます。

- (1) 包括的支援事業
 - ① 総合相談業務
 - ② 権利擁護業務
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ④ 介護予防ケアマネジメント業務
- (2) 指定介護予防支援事業
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (4) 地域包括ケアシステムの構築
 - ① 地域ケア会議
 - ② 在宅医療・介護連携推進事業
 - ③ 認知症施策事業
 - ④ 生活支援体制整備事業

5 介護保険サービス事業

(1) 居宅介護支援センター

介護が必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう介護支援専門員が本人・家族の希望等に沿ってケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所との連絡調整などを行います。

(2) デイサービスセンター

食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や介護を日帰りで提供するサービスです。

- ① 介護予防通所介護事業
要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的とし、要支援を対象にしています。
- ② 通所介護事業
介護を必要とする利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常の世話及び機能訓練を行い心身の機能の維持並びに利用者家族の負担軽減に努め、要介護の方を対象にしています。
- ③ 認知症対応型通所介護事業
認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

6 障がい者福祉事業（町受託事業）

(1) 相談支援事業所

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

(2) 障がい者サロン事業

子供たちの子育てについて、気軽に語らいができる情報交換の場を設け、子育て親子の絆、仲間づくりと地域社会における元気な子供たちを育むための活動支援を行います。